

在日韓国人遺骨の緊急引渡しについて

昭 45. 6. 8  
厚生省保護局

戦没者 [REDACTED] (創氏名 [REDACTED]) の遺骨の緊急引渡し

この件については次のとおり処理することとした。

- (1) 遺族は、必要書類を早急に外務省経由厚生省に提出する。
- (2) 遺骨は、徳韓諸島遺骨収集団が訪韓の際奉持して在韓日本大使館に渡す。
- (3) 書類にもとづき厚生省が引渡してよいと認めれば、その旨直ちに外務省経由在韓日本大使館に連絡し、同館から遺骨、遺族へ引渡す。